

盛岡市火葬場整備方針について

平成17年2月18日
市民部

1 火葬場整備方針

(1) 経過

市火葬場は建設から23年が経過し、老朽化が進んでおり、施設の不足や狭隘、増加傾向にある火葬需要への対応、道路や駐車場問題、環境対策等の多くの課題を抱えている。

これらの問題解決に向けて、平成15年5月に助役を委員長とする庁内検討組織「市火葬場整備検討委員会」を設置し、整備の方向性等について検討を進めてきた。その結果、今後見込まれる火葬需要に対応し、利用者サービスの向上を図るためには、施設の建替えによる再整備が必要との結論に至り、平成16年12月に市長に報告した。

(2) 火葬場の課題と再整備の必要性

市火葬場の次に掲げる課題について、抜本的な対策を講じるためには、既存施設の増改築や改修等では対応困難であり、施設の全面的な更新が必要と判断される。

ア 老朽化への対応

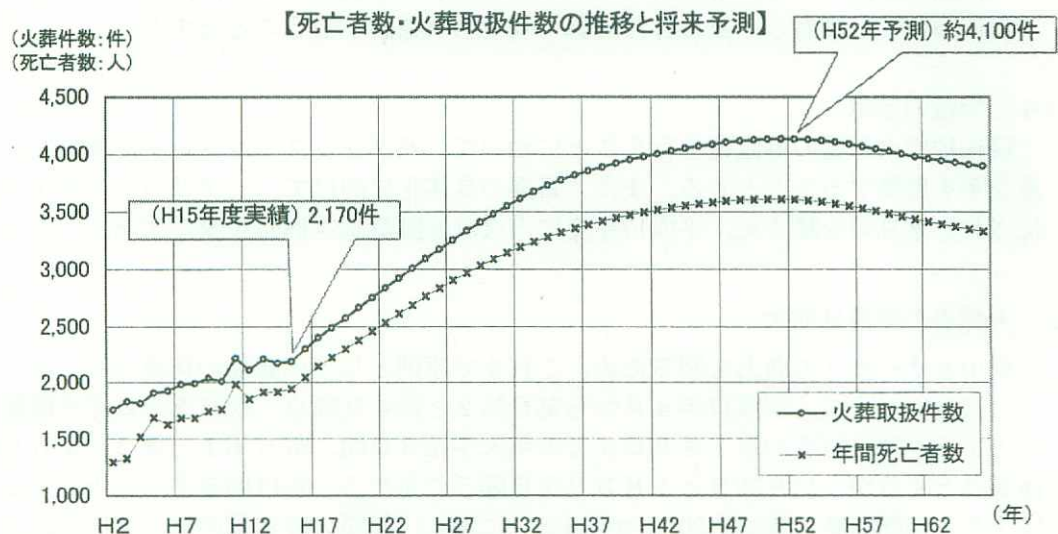
施設は老朽化が進んでおり、特に火葬炉設備は耐用年数を超え、老朽化が著しく、火葬業務の運営に支障を来しかねない状況にある。火葬施設としての機能を今後も維持するため、火葬炉設備をはじめ老朽化が著しい施設や設備の早期更新を図る必要がある。

イ ユニバーサルデザインへの対応

市火葬場には自動ドアやエレベータが設置されておらず、高齢者や障害者の利用に対して十分な配慮がなされていない。このため、ユニバーサルデザインに対応した施設として、必要な設備や機能等を整備し、利用者サービスの向上を図る必要がある。

ウ 将来火葬需要への対応

本格的な高齢社会が到来し、火葬需要は今後著しい増加が見込まれ、現在の施設では近い将来、対応困難になると予想される。最新の火葬炉設備は環境対策等のために大型化しており、既存施設の増改築等で火葬炉設備の増設を行うことは不可能である。



(3) 整備方針案

① 基本方針

施設の老朽化や今後見込まれる火葬需要への対応など、市火葬場が抱えるさまざまな問題や課題について抜本的な対策を講じるとともに、利用者サービスの向上を図り、市民や近隣住民の火葬需要に的確に対応していくため、火葬施設の建替えによる再整備を行う。

② 施設の位置

施設の位置について、火葬に多くの会葬者が集まる当市の葬送慣習、自然条件や社会条件、都市計画決定の状況等を踏まえ、現在地が火葬場用地としての適地条件を満たしていると判断されることから、現在の火葬場区域内で整備を行うこととする。

整備に当たっては、利用者の利便向上と道路交通の円滑化を図るため、現道以外にもう一方の道路を整備する。

[現在地を適地とする理由]

- ・ 市街地に隣接する丘陵に位置し、恵まれた立地環境にある。
- ・ 周囲は墓地や山林等で、周辺土地利用と整合している。
- ・ 古くから火葬場が立地する場所として広く知られ、認知度が高い。
- ・ 市の中心部や主要交通施設との接近性に優れ、利便性が高い。
- ・ 自家用車以外に、利用交通手段に多様性がある。
- ・ 施設を中心とする半径5km圏内に市街化区域の相当部分をカバーしており、利便性に地域格差が生じない。
- ・ 現在は区域面積約0.8haの半分程度を使用しており、区域内の未利用地の活用により整備に必要な用地が確保できる。

移転整備の可能性については、①相当規模の施設用地を新たに取得する必要があること②用地取得や基盤整備等の費用負担が発生すること③火葬需要は今後著しい増加が見込まれ、候補地選定の合意形成等に時間を要する場合は、移転整備と並行して既存施設の増改築や火葬炉設備の増設等を行う必要があること——から、現在地で整備を行う場合と比較すると、多額の費用負担と相当のリスクを伴うと判断される。

③ 整備手法

整備の手法として、従来型の一般公共事業による整備のほか、PFI方式による事業化についても検討し、限られた財源で効率的な整備を図ることとする。

(4) 今後の予定

現在地で火葬場の再整備を行うことについて、パブリック・コメントを実施して市民の意見等を募集することとする。また、事業の具体化に向けて、パブリック・コメントで提出された意見等を踏まえ、平成17年度に市火葬場整備基本構想を策定する。

2 火葬場の開業日拡大

利用者サービスの向上を図るため、これまで原則として火葬場の休業日としていた日曜日と祝日について、平成17年4月から毎月第2と第4日曜日、祝日をそれぞれ開業することとする。12月31日から1月2日までの年末年始3日間、毎月第1と第3、第5日曜日は休業日とするが、12月30日と1月3日が日曜日に当たるときは開業することとする。これにより、年間開業日数は約305日から335日に増え、年間火葬容量の拡大が図られる。